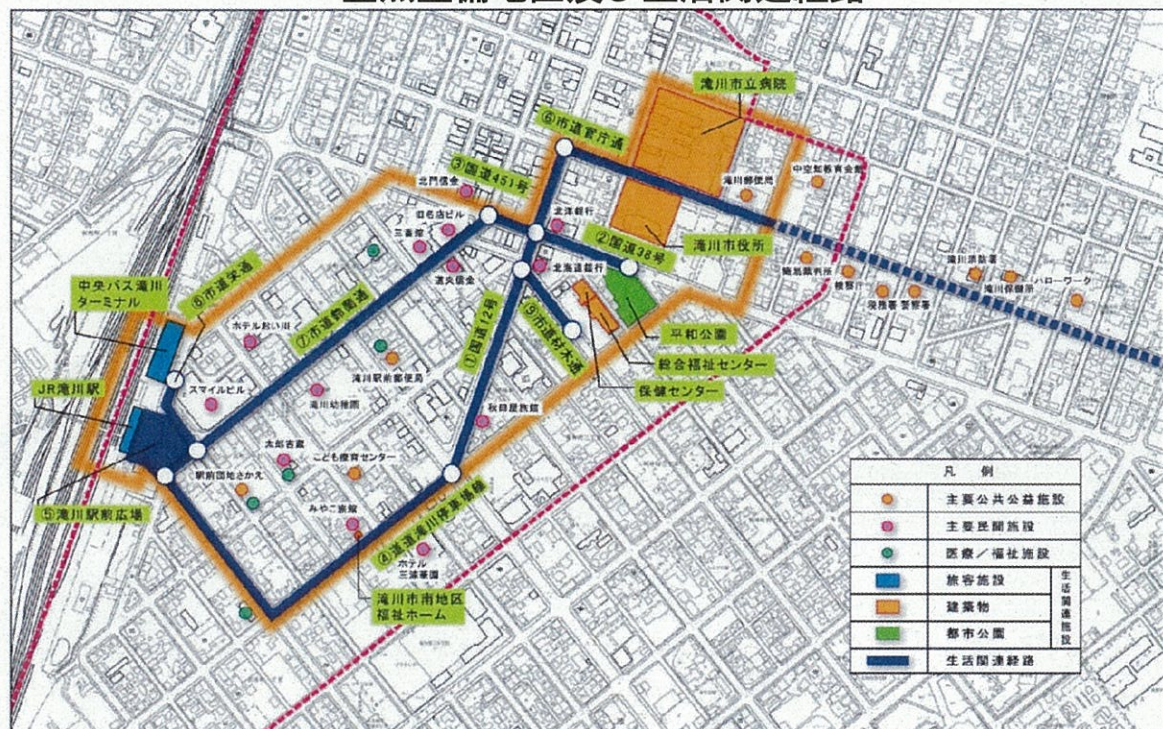


概要版

重点整備地区及び生活関連経路



バリアフリー化に向けた基本的方針

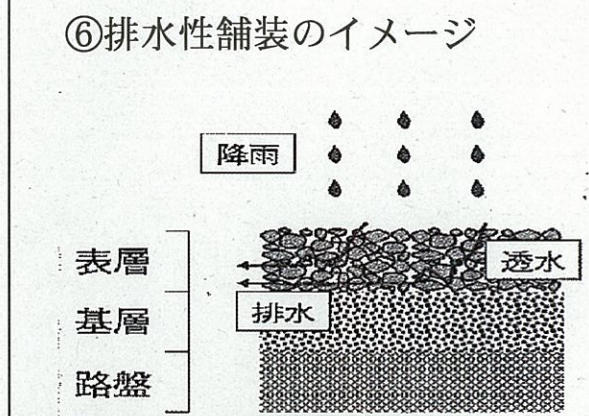
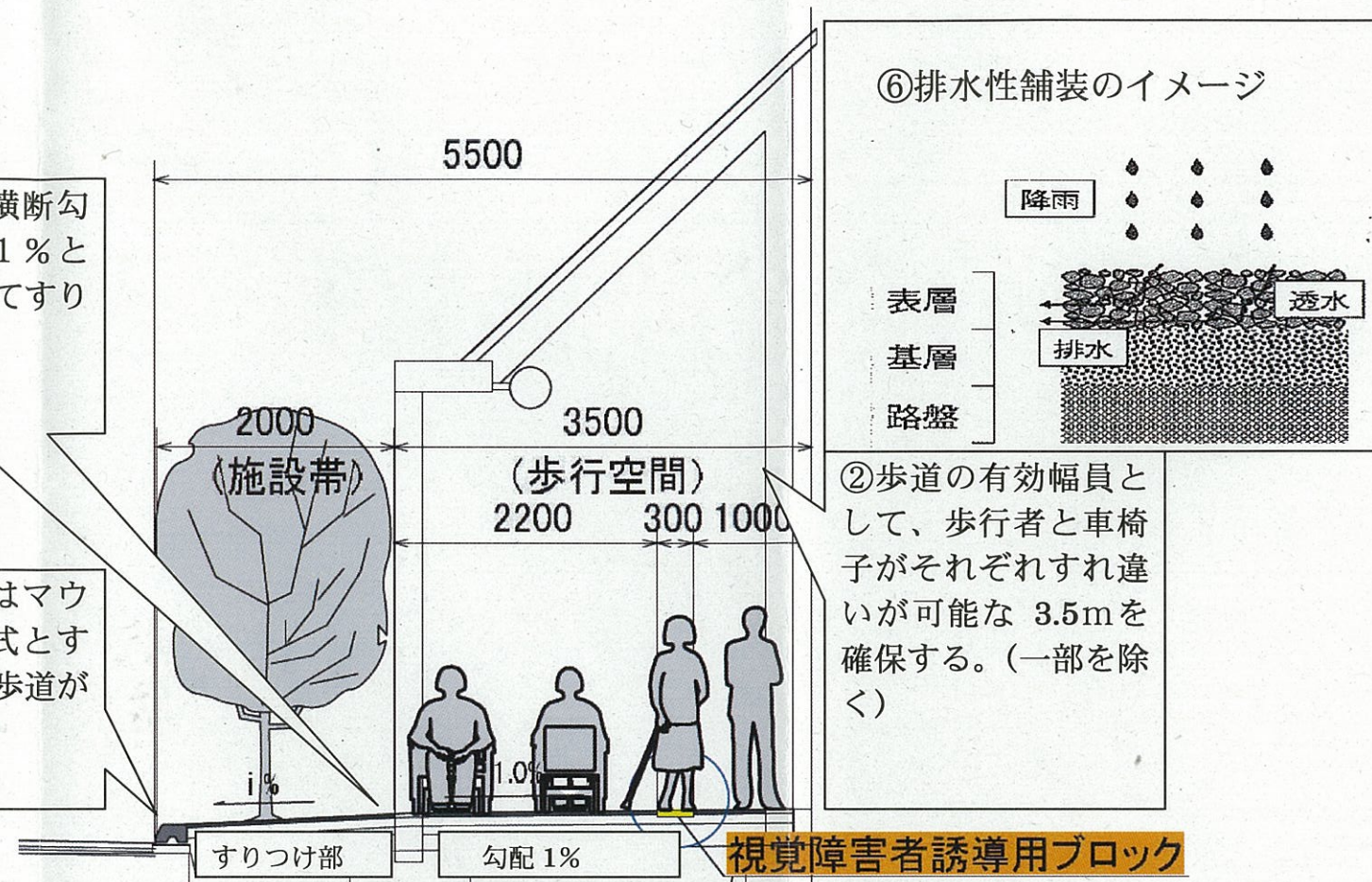
- ①歩道構造：民地との段差をできるだけ解消し、バリアフリー化を実現するためマウントアップ方式とする。
- ②有効幅員：歩道有効幅員は一部を除き基本的に 3.5m を確保する。官庁通りについては歩道を拡幅する。鈴蘭通り線の駅前広場部は、有効幅員 3.0m であるが歩行者交通量の多い駅前広場に十分な歩行空間を設けるため一体的に整備する。
- ③横断勾配緩和：有効幅員 3.5m の横断勾配は 1% (困難な場合は 2%) 以下、その他施設帯 2.0m の横断勾配は $i\%$ とする。(施設帯等にて現況高さとしりつける。)
- ④縦断勾配緩和：横断歩道接続部のすり付け部分は縦断勾配 5% 以下 (やむを得ない場合は 8% 以下)、平たん部 1.5m 程度を確保する。
- ⑤視覚障害者用誘導ブロック：縦断的に視覚障害者用誘導ブロックを設置し、交差点部においてはガイドラインに則り誘導ブロックを設置する。
- ⑥舗装：全面的に、排水性舗装とする。

今後の事業の進め方について

平成 24 年度より交付金事業にて、鈴蘭通り線からバリアフリー化工事を順次進めていく予定。概ね平成 30 年までに完了する予定

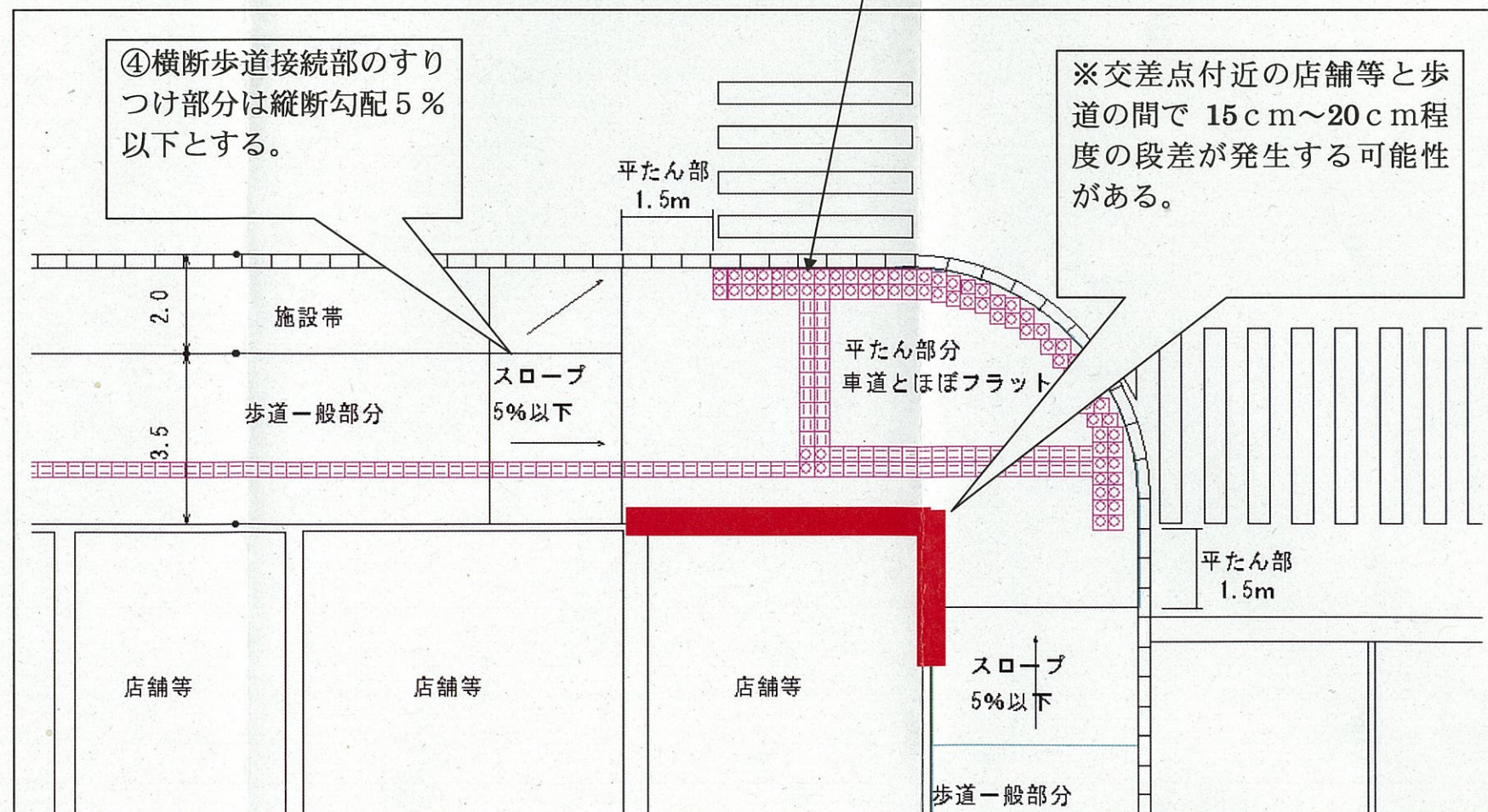
③歩行空間の横断勾配は基本的に 1% とし、施設帯等にてすりつける。

①歩道の形式はマウントアップ方式とする。(縁石の分歩道が高くなる)



②歩道の有効幅員として、歩行者と車椅子がそれぞれすれ違いが可能な 3.5m を確保する。(一部を除く)

④横断歩道接続部のすり付け部分は縦断勾配 5% 以下とする。



※交差点付近の店舗等と歩道の間で 15cm ~ 20cm 程度の段差が発生する可能性がある。